

2012年 8月 1日 Vol.0061

降圧剤ラシジビンの臨床試験をめぐる贈収賄事件 ①

---

---

私は高松地検次席検事当時、降圧剤ラシジビンの臨床試験をめぐる贈収賄事件の捜査を統括したことがある。製薬会社が開発する新医薬品の製造承認に必要な臨床試験につき、それを委託した製薬会社の担当者と、委託を受けて試験担当医師となった国立香川医科大学の助手及び国立習志野病院の循環器科の医長との間において賄賂が授受された事件であり、新医薬品の臨床試験という極めて専門的分野における特異的贈収賄事件であった。先例が全くなかったため内偵は難航したが約10ヶ月内偵継続した結果6名を贈収賄で逮捕する等して、また関連事件3件を検察官認知して平成6年年末に全ての捜査を終えたのである。

捜査の端緒は前月号で述べたように庵治町長をめぐる贈収賄事件において、贈賄者原野組社長が現金300万円を庵治町長に高松市内の高級料亭二蝶において供与したと言う虚偽自白により二蝶の接客簿を押収したことによるのである。虚偽自白がなければ本件事件に発展することもなかったのだ。虚偽自白したためその取り調べは難航したが結果はそれが幸いしたのである。その接客簿から公務員と思われる客を3年分全て拾い出したのだ。すると国立香川医科大学の教授連中が頻りに製薬会社と飲食している事実が判明したのである。そのようなことがわかっても通常の検事であればそれ以上内偵することもないのである。何となれば多大の労力と時間がかかる上、果たして贈収賄事件に発展するかどうかとも全く不明であるからだ。

私は内偵部屋で内偵専従に従事している検察事務官に指示して接客簿に名前のある教授連中を含めて香川医科大学全体に大きく網をかぶせ、約30名の教授らの口座を約3ヶ月かかり約150口座を洗い出し内偵部屋の壁一面に口座名簿を貼り付け、点と点を線に結びつける作業と資産関係等の内偵を進めたのである。

数人の教授らの多数の口座に多額の現金の入出金があり、資産関係も不自然な動きをしていたが、そのほとんどが現金の出入金であったため足がつかず、結局はこれ以上内偵が進まず挫折したのだ。ただ日本グラクソから同大学の第二内科である助手の個人預金口座に平成5年7月16日から同6年2月8日までの間、前後4回にわたり合計170万円が振込み入金されている事実が判明したのである。

それだけでは何の金なのかさっぱりわからない、そこで「日本グラクソ」という会社を調査すると、日本グラクソ株式会社は昭和28年に設立された新日本実業株式会社が、同63年に英国グラクソ社と各50%出資により社名を日本グラクソ株式会社と変更したもので、銀座の新実ビルに本店を、西新宿の新宿住友ビルに研究開発本部を置き、医薬品の研究開発、輸入製造販売をその事業内容としており資本金約46億円、売上高460億円、従業員1544名であり業種別順位は全国844社中36位であった。

日本グラクソの業務内容はわかったがこれだけでは振り込まれた170万円が何の金なのかはわからないのである。ところが150口座の銀行口座の中に香川医科大学第二内科医局名義の口座をめぐり同大学第二内科女性事務官による物品購入に伴う架空取引による詐欺容疑が浮上した。

私は当初第二内科教授が関与しているのではないかという見方で内偵し、平成6年5月26日、第二内科他4箇所の搜索差押さえを実施し証拠物877点を押収し、これを検討分析したのである。しかし約826万円に及ぶ詐欺罪には教授は全く関与しておらず、女性事務官単独による詐欺罪であることが判明したのだ。架空取引による詐欺罪で教授を逮捕勾留して製薬会社との癒着を解明するつもりであったが私の見方は完全に崩れたのである。ただ証拠物を検討分析した結果、助手に振込入金された170万円は日本グラクソの委託により、平成3年7月から同5年11月までの間、香川医科大学において実施された降圧剤ラシジビンの臨床試験の謝礼である疑いが強まったのだ。

そこで女性事務官による詐欺事件はいつでも処理できる事案であった上、女性事務官をこの時点で逮捕勾留すれば助手に対する臨床試験をめぐる贈収賄事件の内偵に大きな影響を及ぼすものと考え、この詐欺事件は寝かせたまま（贈収賄事件を処理した後の年末に起訴した）助手に対する内偵を

進めることにした。

私を含め捜査員は臨床試験というものが何なのか医学界の知識を持つものは誰一人いなかったのので、まず臨床試験の解説書、法規通達等を収集して勉強をした。法務省刑事局に対して文書により臨床試験をめぐる贈収賄事件の先例があるか否か、あれば資料の送付を願いたいと連絡したが先例は全くないとの回答だった。また強制捜査等の打診も文書で行ったが了解するでもなく、駄目だと言うわけでもなく曖昧な返事をするのみであった。

当時の高松高検検事長は村田恒という人で、東京地検特捜部で活躍した有名な人であったが、内偵結果等を報告してもなかなか強制捜査の了解が得られなかったのである。日本グラクソが香川医科大学助手に支払った合計170万円は確定申告されている、いわゆる「表の金」であるため、これが賄賂だと言うのには抵抗があったものと私は思うのである。すなわち日本グラクソでは支払額に所得税の源泉徴収額として10%を上乗せした金額を出金しているが、開発費用として会社経理上損金計上できる利点があったため、領収証の徴収できる架空の「原稿料」名目で経理処理し、他方助手はすでに源泉徴収済みであったことから「原稿料」収入として確定申告したのである。私はどうしてもやり遂げたい一心から日本グラクソに対する捜査差し押さえを強行に村田検事長に申し入れをし、ようやく強制捜査の了解をもらったのだ。その代わり予算がないので捜査員6名で捜索を実施せよと言うことであった。多分捜索を実施すればそれで諦めるだろうと思ったのかもしれない。

平成6年9月17日主任検事の刑事部長ら6名の捜査員は日本グラクソ新宿住友ビル研究開発室の捜索を実施するのである。早朝から6名が徹夜で述べ36時間に及ぶ捜索をし、ダンボール80箱分の書類等422点を押収したのだ。押収証拠品を検討分析したところ香川医科大学助手は臨床試験の結果を記載する「調査表」を日本グラクソ側の求めに応じて改ざんしているほか被験者に臨床試験実施の事実を告げず、その際被験者から徴する承諾者を偽造している事実が判明した。また助手に対する贈収賄事件以外に国立習志野病院循環器科医長にも臨床試験の謝礼として合計170万円が医長名義の口座に振込み入金されている事実も判明した。捜索により内偵捜査は飛躍的に前進したのだ。

私は証拠品の分析結果をふまえて約50ページに及ぶ捜査報告書を主任検事

に作成させ更に私が追加訂正する等して村田検事長に対し文書を持って逮捕したい旨の上申をしたのだ。助手を逮捕した4、5日前だったと記憶している。特に不正行為等の便宜供与をしている点を重視した構成であった。

その日の午後6時頃から「喜代美山荘」と言う料亭において法務省総務課長（検事）との夕食会があったのである。出席者は村田検事長、高検次席、部長、地検検事正、私であった。村田検事長はそれまでに捜索報告書を読み終えて逮捕することを了解してくれたのだ。夕食会の席上、村田検事長は総務課長に「刑事局はいったい何をやとるのか」と叱責したのだ。私が刑事局に問い合わせをしたことや、その回答も報告していたからである。総務課長は捜査報告書を持って帰ることになったのである。私としては刑事局がどう言おうが村田検事長にさえ了解してもらえばそれでいいのだ。長い長い内偵であったがいよいよ逮捕することができるのだ。その日ほど晴れ晴れした気持ちになった日はなかったので今でもよく記憶している。

そこで以降の捜査方針として香川医科大学助手の贈収賄事件から立件することとし、助手及び日本グラクソ社員2名を逮捕し、これと平行して国立習志野病院医長に関する贈収賄事件の裏付捜査を推し進め贈賄関係者の供述等から国立習志野病院での臨床試験の実施に関する具体的な不正行為や便宜供与の実態をある程度解明した上、引き続いて医者逮捕して捜査を遂げ事案の真相を解明することとしたのである。

(次号に続く)

---

著者：三井環（元大阪高検公安部長）